

個別機能訓練加算（介護老人福祉施設）



個別機能訓練加算（介護老人福祉施設）の主な算定要件について 1

個別機能訓練加算に関して、要件の解釈誤りにより多額の過誤調整となる事例が多発しています。
改めて、加算の要件等の確認をお願いいたします。

算定要件	個別機能訓練加算（Ⅰ） ※1日につき12単位	個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ） 1月につき20単位
常勤専従の機能訓練指導員の配置 ※入所者100名以下の施設	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置 理学療法士等：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 （はり師・きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	
常勤専従の機能訓練指導員の配置 ※入所者100名を超える施設	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上の理学療法士等を配置していること。 例：入所者120名の施設 → $120 \div 100 = 1.2$人以上の配置が必要。 常勤専従の機能訓練指導員1名と非常勤の機能訓練指導員1名 → 常勤換算方法で、$1人 + 0.5人 = 1.5人$の場合 → $1.5 > 1.2$となり、要件を満たしていることになる。	

個別機能訓練加算（介護老人福祉施設）の主な算定要件について 2

算定要件	個別機能訓練加算（Ⅰ） ※ 1 日につき 1 2 単位	個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ） 1 月につき 2 0 単位
入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的な機能訓練を実施	・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う。 ・ 個別機能訓練を行うにあたっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を 1 名以上配置して行うものであること。 ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して入所者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。 ・ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその 3 月ごとに 1 回以上入所者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。 ・ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は入所者ごとに保管され、常に介護老人福祉施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。	

個別機能訓練加算（介護老人福祉施設）の主な算定要件について 3

個別機能訓練加算に関して、要件の解釈誤りにより多額の過誤調整となる事例が多発しています。
改めて、加算の要件等の確認をお願いいたします。

算定要件	個別機能訓練加算（Ⅰ） ※1日につき12単位	個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ） 1月につき20単位
厚生労働省への情報提供 ※個別機能訓練計画の内容等	要件なし	・利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を「科学的介護情報システム（L I F E）」を用いて提出。 ・サービスの質の向上を図るため、当該提出情報及フィードバック情報を活用し、P D C Aサイクルによりサービスの質の管理を行うこと。

※別スライドにて詳細を説明。

個別機能訓練加算（介護老人福祉施設）の主な算定要件について 4

個別機能訓練加算に関して、要件の解釈誤りにより多額の過誤調整となる事例が多発しています。
改めて、加算の要件等の確認をお願いいたします。

算定要件	個別機能訓練加算（Ⅲ） 1月につき20単位
関係加算の算定	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
理学療法士等による情報共有	・ 個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報、入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 ・ 必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、内容について関係職種間で共有していること。 ・ 個別機能訓練加算（Ⅲ）における個別機能訓練、口腔、栄養の一体的取組についての基本的な考え方は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）を参考とすること。関係職種間で共有すべき情報は、同通知様式1－4を参考とし、常に関係職種により閲覧可能とすること。

個別機能訓練加算（Ⅱ）・（Ⅲ） 厚生労働省への情報提供について

令和6年3月15日 老老発0315第4号 介護保険最新情報Vol.1216

「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

提出期限	提出内容	提出情報
ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月の翌月10日まで	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」 （令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号） ○下記の各項目に係る情報を提出すること。 別紙様式3－2（生活機能チェックシート） 評価日、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、 認知症高齢者の日常生活自立度、職種、ADL、IADL、基本動作 別紙様式3－3（個別機能訓練計画書） 作成日、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、 認知症高齢者の日常生活自立度、 健康状態・経過（病名及び合併症に限る。）、 個別機能訓練項目（プログラム内容、頻度及び時間に限る。）	当該情報の作成時における情報
イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月の翌月10日まで		当該情報の変更時における情報
ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回		前回提出時以降の情報

個別機能訓練加算（Ⅲ） 厚生労働省への情報提供について

令和6年3月15日 老老発0315第4号 介護保険最新情報Vol.1216

「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

提出期限	提出内容	提出情報
ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月の翌月10日まで	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」 （令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号） ＜栄養マネジメント強化加算関係＞ ア 施設における入所者全員について提出 別紙様式4－1－1 （栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）（様式例）） 要介護度、実施日、低栄養状態のリスクレベル、低栄養状態のリスク（状況）、食生活状況等、多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）、総合評価、計画変更の各項目に係る情報	当該情報の作成時における情報
イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月の翌月10日まで	イ 経口維持加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している入所者 →アの情報に加え、同様式にある摂食・嚥下の課題、食事の観察、多職種会議の各項目に係る情報も提出	当該情報の変更時における情報
ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回	＜口腔衛生管理加算（Ⅱ）関係＞ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3 ：要介護度、日常生活自立度、現在の歯科受診について、義歯の使用、栄養補給法、食事形態、誤嚥性肺炎の発症・既往、口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）、口腔衛生の管理内容（実施目標、実施内容及び実施頻度に限る。）、歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容 の各項目に係る情報	前回提出時以降の情報

個別機能訓練加算 関連する主なQ & A

関連Q & A	質問	回答
18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q & A(vol.1)	個別機能訓練加算について、配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。	個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。
18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q & A(vol.1)	個別機能訓練加算について、機能訓練指導員が不在の日には加算が算定できないか。	個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できる。
18.4.21 介護制度改革information vol.96 平成18年4月改定関係Q & A(vol.3)	個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。	当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、介護サービスにおいては実施日、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。